租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1		の対象とした	特定の基金に対する負担金の損金算入(産廃適正処理センターに係る産
	租税特別措置等の名称		業廃棄物適正処理推進基金)(所得税:外)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容		産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を行った投棄者の資金不足などの
			理由から、都道府県等が代わって不法投棄された産業廃棄物による生活環
			境保全上の支障の除去を行う場合、その原状回復に要する費用の支援の
			ために設ける基金の造成に当たって、産業廃棄物の排出事業者等が基金
			に拠出する出えん金については、損金算入を認める。
3	3 担当部局		環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投
			棄対策室
4	評価実施時期		平成24年8月
5	租税特別措置等の創設		創設年度:平成10年
	年度及び	[、] 改正経緯	
6	適用期間		恒久措置
7	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその	産業廃棄物が不適正に処分された場合において、支障の除去等の措置を
		根拠	行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の事業実施に要する将 東弗思な際保」、行政による見期の世界合会を可能は、不は地産等の土
			来費用を確保し、行政による早期の措置命令を可能とし、不法投棄等の大規模化を防止する。
			35 X 15 C 13 Z 7 G 1
			《政策目的の根拠》
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第13条の13本文
			には、「適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。」とあ
			り、第5号には、「産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第 19 条の 8 第1項の規定による支障の除去等の措置を行
			う、都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去の実施、資金の出えんその
			他の協力を行うこと。」とある。
			また、同法第 13 条の 15 には、「適正処理推進センターは、第 13 条の 13 各
			号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てる
			ことを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充 てるものとする。」とある。
			こののかにする。15mの。
		② 政策体系	施策 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進
		における	施策に含まれる目標の名称 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等
		政策目的	
		の位置付 け	
		17	

③ 達成目標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 及び測定 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、支障の除去等の措置を 指標 行う都道府県等に対し、資金の出えんその他の協力を行うための基金の造 成を着実に図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 産業界等からの基金への出えん実績 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業界等からの基金への出えん金が損金算入とされることにより、基金の 造成が着実に図られ、都道府県等への必要な支援が行われることによって 適切に支障除去等が行われ、不法投棄等の大規模化の防止、減少に寄与 する。 有効性 ① 適用数等 当該租税特別措置の適用を受けた件数 (単位:件) 年度 団体数 個別企業数 10 33 36 11 2 0 12 49 30 13 29 40 14 29 70 74 15 35 16 35 80 17 34 83 18 35 85 19 31 83 20 32 84 32 84 21 32 83 22 23 32 83 ② 減収額 当該租税特別措置の適用による減収額(単位:千円) 年度 減収額 10 69,000 96, 906 11 12 38, 025 13 120, 571 14 100, 292 15 95, 468 16 84, 829 17 71, 241 59,097 18 19 56, 771 54, 843 20 53,080 21 22 46, 761 46, 387 ※ 減収額は、基金への出えん額に法人税率を乗じて算出 ③ 効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年4月~平成24年3月) 租税特別措置の創設以来、基金からは80件の支援が行われ、適切に支障 目標の実

		現状況	除去等が行われてきた。 体、産業界による未然防力 する不法投棄等は減少傾 《租税特別措置等による。 10年4月~平成24年3 産業界等からの基 年度 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 支障除去事業に要する費 なっている。	上策等が効果を上げて 前にある。 効果・達成目標の実現料 月) 金への出えん実績等 出えん額 200 323 126 401 334 318 282 237 196 189 182 176 155 154	きたことにより、新たに発 状況》(分析対象期間: 平 (単位:百万円・件) 支援件数 0 3 4 4 8 17 15 9 7 3 2 3 2
			《税収減を是認するような成 24 年 3 月) 当該租税特別措置により 出えんされ、行政による措 増加している。また、不法)、産業界等からの基金 計置命令の発出件数も 投棄の大規模事案(5,	さへの出えん金は継続し 当該措置の創設前と比べ
			少しており、当該措置は有	可効に機能している。	
9 相:	当性 ①	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の除去事業の支援策として、基金の造成が確保され、支援が行われることの効果は不法投棄等の減少につながっており、当該基金について税制上損金算入を認めることは、重要な措置である。		
	(2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	不法投棄された産業廃棄額の費用が必要となる。そ るのが原則であるが、十名用される。また、補助金等うことで、不法投棄や不適	不法投棄等の支障除去 分な資力がない場合、な の予算措置や規制の	は原因者がそれを撤去 本基金による支援制度が 歯化などの政策と併せて

		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に係る租税特別措置等の要望はない。
10	有識者の見解		解	なし
11	評価結果の反映の方向 性		反映の方向	今後とも、引き続き措置していくことが適切かつ重要である。
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			